

事務連絡

令和4年3月7日

総合事業指定事業所 御中

光市高齢者支援課高齢福祉係

新型コロナウイルス感染症に係る介護予防・日常生活支援総合事業の  
月額包括報酬の日割り算定の取り扱いについて（通知）

表記につきまして、下記のとおりと致しますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 日割り算定となる事由
  - (1) 保健所等の指示によって休業した場合
  - (2) 利用者自身が新型コロナウイルス感染者もしくは濃厚接触者となり、サービス利用ができない場合
  
- 2 日割り算定方法
  - (1) 日割り対象期間における当該月の日数－上記算定事由により休業等をした日数  
(事業所の定休日を除く)

※日割り対象期間・・・本人との契約内容を変更した日が起算日となる

